



2023年4月13日

各 位

会社名 株式会社 松屋
代表者 代表取締役社長執行役員 古屋 毅彦
(コード番号 8237 東京証券取引所プライム市場)
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課
課長 関 泰程
(TEL. 代表 03-3567-1211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年5月25日開催予定の第154期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会の柔軟な運営を可能とし、意思決定の客観性および透明性向上を図ることを目的として、取締役会の招集権者を取締役会議長に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(注) 下線部分に変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会はあらかじめ取締役会で定めた<u>代表取締役</u>が招集する。</p> <p>② 当該<u>代表取締役</u>に事故あるときは取締役会の決議に基きあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集及び議長)</p> <p>第24条 取締役会はあらかじめ取締役会で定めた<u>取締役</u>が招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>② 当該<u>取締役会議長</u>に事故あるときは取締役会の決議に基きあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、<u>議長</u>となる。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年5月25日(予定)

定款変更効力発生日 2023年5月25日(予定)

以 上